

第8回国土利用計画研究会

平成17年2月7日

【事務局】 それでは定刻も過ぎておりますので、ただいまから第8回目の国土利用研究会を開会いたします。委員の皆様方にはお忙しい中お集まりいただきまして、ほんとうにありがとうございます。本日は、中井委員、林委員、それから日置委員がご欠席です。それでは、以後の議事は小林委員長にお願いします。よろしくお願いします。

【委員長】 国土利用計画研究会、これまでいろいろ議論を進めてまいりましたが、この今の議題についての最終の研究会でございます。後のほうで、また研究会の今後のあり方についてご説明がございますけれども、今テーマにおける最終の研究会とさせていただきたいと思います。

今まで議論させていただきました今後の国土利用のあり方に関する検討状況について、皆様の意見をいただきながらまとめてまいりましたので、それについてまず事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】 まず資料の確認をさせていただきます。議事次第、資料1として委員会の委員名簿、資料2-1として検討状況（案）という文章編、それから資料2-2として、その図表編です。資料3として、委員会での先生方の発言要旨、一番下に資料番号はないんですが、国土計画制度の見直しの検討状況についてという数枚のペーパーがございます。以上でございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、資料2-1で検討状況の案ということでご説明させていただきます。前回1月の7回研究会のときにいろいろご意見をいただきまして、それに基づきまして7回目の素案を修正いたしました。修正した部分については下線を引いておりますけれども、修正してきょうお出ししたこの資料を、手順としては一度小林委員長に見ていただきまして、その後各先生方に事前にお送りして、もし大きな意見があるようでしたら事前くださいということをお願いしておりましたけれども、特に意見の提出ということはありませんでした。

それから、前回7回のときにご欠席だった林先生に会う機会がありまして、7回目の状況をご説明して、そのとき修文意見をいただいております。それも反映させておりますが、それについては資料の中でご説明したいと思います。

それでは、資料２－１につきまして、前回と変わった点についてご説明していきたいと
思います。まず目次は基本的には変わっておりません。おりませんが、１点だけ２の国土
利用をめぐる基本的な変化の基本的視点のところで、順番を変えましたけれども安全、持
続可能性、美しさ、その後に美しさ・ゆとりと、ゆとりという文言をつけ加えております。

それから、本文のほうに入りまして、１ページ目は基本的に変わってございません。２
ページ目のところでは、７のところで安全、持続可能性、美しさ、ゆとりが重要だとい
うことを述べて、その後８のところでその説明をしているわけなんですけれども、持続可
性のところについて環境面とともに、その後のところに線が引いてあります。ここは最初、
「地域経営等に関する財政面での持続可能性」という言葉を使っていたんですけれども、
少し意味がわかりづらいという林委員からの指摘がありまして、財政面というとなんとなく
例えばプライマリーバランスのことを言っているようにとらえられる。ここで言いたい
のは、持続的な維持更新とかそういうことができるということを言いたいんだらうとい
うことで、全くそのとおりなので、ここはそれがちゃんとわかるように表現を改めております。

それから、総合的な国土の美しさ、前回議論があったと空間という言葉はやめまして、
国土の美しさということで統一しております。

それから（２）の基礎条件の変化というところで、１２番のところでここでは３つ言
っていて、①が人口減少、②が国際的な視点、③が地域の主体性ということで、②の
ところで国内視点だけではなくというところが少し説明が舌足らずということを前回指摘され
ました。前は地球温暖化への対応ということだけだったんですけれども、食料の安定供給
という言葉をここに追加しております。

それから、次に大きな３の今後の国土利用の基本的なあり方のところ、具体的には４
ページ目ですけれども、それぞれ個別の５施策を言う前に全体がどういう関係になっている
のかというパースペクティブを書くべきだということで、前回非常にご意見があったと
ころでございます。２０番、２１番、２２番という３つのパラグラフを追加いたしました。
２０番「今後予想される人口減少や財政制約下においても、必要な国土の管理が継続的
に行われることが重要である。森林や農地については、多面的機能を確保し、国土の安全
性や持続可能性等を保持するためにも、少ない管理資源でも多面積の管理を行い得るよ
うな選択的管理や国民的経営という考え方に沿った施策が必要になるものとする。」

２１番で、「また、今後予想される市街地の縮小に対しては、これを契機に、土地利用に
よる災害危険地域からの人や資産等の誘導などを含め、都市的土地利用の計画的な整序・

集約化を図るとともに、その跡地等を活用して自然環境の再生・活用を進めることが必要であるとする。

22番「自然の持つさまざまな機能を十全に発揮させるには、森林・農地の選択的管理や都市部等における自然環境の再生・活用等を含め、我が国の水と緑をネットワークとして整備・保全することが効果的であり、また、これは美しい国土の形成にも多大の貢献を果たすものとする」という5つの施策がどういう関係になっているのかというところを追加してございます。

それから、その後は各施策のところでございますが、最初のハードとソフトを融合させた防災というところにつきましては、現況と課題のところでは24番で昨年の風水害とか地震のことで、特に地方部、特に中山間部の脆弱性ということを書いたということ。

それから、25番で、今回のアジアの災害もありましたけれども、各種の巨大災害によるということを足しております。

それから、5ページ目の27番のところでは、ここも前回ご議論があったリスクのところでございますけれども、その辺の趣旨がわかるように少し修文しております。この場合、災害リスク発生の未然防止や軽減だけではなく、リスクの分散なども含めてリスク管理するというところで、その趣旨をはっきりさせたということでございます。

それから、28番のところは文章的に「選択と集中」という言葉を入れたということと、30番のところでは災害危険地域として具体的にどういうところを例えば考えているのかということで、前の文章では例示がなく裸で書いてあったわけですが、そこを災害の頻発する地域や地形上安全度の低い地域などということで、わりに限定したような書き方をしてございます。

それから、(2)の水と緑のネットワークのところにつきましては、現状と課題で、32番のところ、ここは文章としてちゃんとなるようにということで、少し足したということでございます。前回では自然環境の量的減少、質的劣化進行というような味もそっけもない文章だったので、その辺の趣旨をちゃんと足したということでございます。

それから、6ページ目の35番のところでは、ここも前回ご指摘ございました野生の鳥獣との関係ということがあるので、また以下の文章を足しております。「また、水と緑のネットワーク化を通じて、シカ、イノシシ等によって引き起こされる農林業被害等の人間活動と野生鳥獣との軋轢を回避することも期待される」ということで足しています。

それから、36番で、水と緑のネットワークでどんな構造を考えているのかというところ

ろで、「原生自然や希少種などの分布域を核とし」というこの文章を足してちゃんとその辺がわかるようにしております。

それから、その最後の「特に、広域的な観点から云々」ということで、ここもちゃんとわかるようにしたということでございます。

それから、38番のところ、前回たしか再自然化という言葉でちょっとわかりづらいということがあったと思いますので、ちゃんと文章で書いております。「河川、湿原、干潟、里山、森林等において、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じ生態系の健全性を回復すること等を考える際には、森林、農地の国民的経営、選択的管理との関連を含め、」。

それから、39番のところで、都市側のこととの関連も書いてあります。「一方、都市の人口減少による空間的余裕を戦略的に活用し、都市内の自然を取り戻すことを通じて生態系の健全性を少しでも向上させること等を重要である」ということで、都市の集約化等との関係もここで追加しているということでございます。

それから、7ページ目の(3)は美しさ、ランドスケープのところでございますけれども、41番は少し文章的に整理して頭のところをつけ加えたということでございます。

それから、基本的方向の43番ですけれども、海外との関係という点でも意味がある、価値があるということで、「美しい景観の形成は、良好な生活環境と海外や他地域の人々にとって魅力ある地域イメージの両面において価値を生み出すものである」ということで、ここもつけ加えております。

45番も同じような趣旨で、「観光資源として活用することによって、積極的に保全されることが重要である。」を追加。

それから46番で原文では言いたいことがちゃんと書かれていなかったということがありますので、46番に少し足しまして、「さらに、個別構造物だけではなく、都市地域・郊外部における適切な土地利用、地域の特徴ある地形の保全など、周辺を含めて保全されるべきである」という文書を足しております。

それから、47番目のところはこの前あった議論で少し文言を整理しております。

それから8ページ目の(4)森林、農地のところでございますけれども、49番目、農地だけではなくて農業水利施設もあるのではないかとご指摘があって、それを足したということです。

それから、51、52のあたりは前回文章がわかりづらいということがありましたので、

2つに分けて趣旨がはっきりするようにしております。51番は、機能に応じた区分がされて、そういう管理が進められているという現状をちゃんと書いたということと、52番目のところは「CO₂吸収による炭素固定分としての蓄積の確保が必要であり、年間の成長量すべてを木材として利用することができない」ということで、ここをわかりやすく書いたということでございます。

53番目は、同じ趣旨で前回も書いてありますけれども、ご指摘を受けて少しわかるように副産物もあわせてとかちゃんと書いたということでございます。

それから、今後の基本的方向のところ、55番については林先生から何を言いたいのか舌足らずでわかりづらいというご指摘を受けました。林先生の考え方ですと、森林・農地は公共財的なものであるということをもっとはっきり言ったほうがいいというかなり強い意見を言われましたので、その辺を少しはわかりやすく書いたということございまして、「国土を適切に管理するとともに、次世代によりよい状態で引き継ぐには、国土面積の大宗を占める森林・農地等の管理を適切に行うことが不可欠であり、今後は、森林・農地等を生産活動の場としてだけではなく、多面的機能の発揮を通じて多様な主体に恵沢をもたらす『公共財』的なものとしてとらえることが重要である」というように、少しは書き添えております。

それから、9ページ目の56番のところ、ここは前回国民的経営という意味がわかりにくいということがございましたので、その辺を少しわかるように書いてございます。「この観点から、従来の管理者である農家・林家のみならず、地域住民、企業、地方公共団体、都市住民、NPO等多様な主体の積極的な参画が強く望まれる。管理への参画の方策としては、実際の管理活動に直接参画するものと、国内で生産された資源の利用や管理資金の提供を通じて間接的に参画するものがあるが、今後はこの両者の連携をもって進める、いわば「国民的経営」を促す必要がある」ということと、前回までではそのためにどんなことを考えなければいけないのかというところまで書いてなかったんですけども、その辺を少し追加してあります。具体的には、「このためには、多様な主体が直接管理活動に参画できる仕組みの構築や、直接及び間接的参画に向けての誘導等を進めるとともに、管理費用の国民的な負担のあり方等についての幅広い検討が重要である」と書いております。

それから、57番目、人口、資金等は、前回管理資源と言っていた言葉では少しわかりづらいということで見直しております。

それから、58番目は、「また」以下をつけ加えておりまして、これは56番とある意味

対応しているんですけれども、具体的にじゃあ何を検討しないといけないのかというところが少し不明確なのでしたので、そこをつけ加えたということで、「また、適切な管理が行われていない民有地に対する行政のかかわり方についても幅広い検討が必要であると考え」 という文書を足しております。

それから（５）は、都市的土地利用の話のところでございます。ここは基本的に趣旨は変わってございまして、文章を全部読んだときに少し言葉が足りないようなところを足しているということでございます。

６０番目は現状と課題で、「地方都市では、自動車利用の通勤通学者が全国の約５６％を占める。ＣＯ_２排出の大きな原因となっていると考えられる」というところを足しております。

それから、１０ページ目の６２番のところで「緑豊かでゆとりある生活環境」というような文言も少し、ゆとりという観点を足しております。

それから、その後は大都市と地方都市別に分けて書いたところですが、６５番大都市圏の、ここでも少しゆとりと言うことを足して、「環境負荷の低減、ゆとりある生活環境の実現のため、これまでの拡大・拡散した都市的土地利用を改める必要がある」ということで、趣旨がはっきりするように。

それから６６番目は、「拠点への集約化は連担した市街地の分節化の効果もある」ということで、分節化という観点もここではっきりさせてということでございます。

それと６７番目、これは前の水と緑のネットワークなどとの関係を少し書くということで、「緑地空間を創出することが必要である。その際、水と緑のネットワーク化と連携し、河川や斜面緑地を活用した市街地の分節化とあわせた構造的な緑地化も検討する必要がある」ということをつけ加えております。

６８番目の地方都市については、「低密度化」ということが前回の素案になかったので、この文言を足した。

それから６９番目ところは、地域の歴史・文化を再評価し「活用する」ということを足しています。

それから１１ページ目の７０番は、特に「市街地の低密度化が予想される」というところを足しております。

それから７２では「緑地化」という言葉を足してございます。

目標のところは基本的には変わってございません。ちょっとばらばらでわかりにくい

もしもかもしれませんが、下線を引いたところを中心に説明をさせていただきました。

それから、資料2-2は今までの研究会で使いました資料を中心に関係するものをピックアップしまして参考にしていただくということで選択いたしました。特に1つ1つはご説明しませんが、全部で30枚ぐらいの資料をつけてございます。

きょうは印刷の関係で別冊になってございますけれども、最終的にはこれは2つを合わせて1つのものになりたいと思っております。以上でございます。

【委員長】 それでは、事務局がまとめた報告のご説明がございました。これについてあらかじめ皆様のところにお送りし、大きな変更その他についてのご意見をいただいたということですが、特に委員からのご意見はなかったということです。ただ、大学の先生方、今一番忙しい時期なので、場合によっては十分お目通しいただけなかった場合もあるかと思うので、改めて今ご報告いただいた内容に関連してご意見があれば、いただきたいと思います。

前回この先生がこういう意見を言われて事務局がこういう形で修正したという大体的見当はついてございますので、特に発言なさった委員の方でこのような修正でよろしいのかどうかということについても、特にご発言いただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】 非常に小さいことですが、2ページの食料の安定供給というのを追加されていますけれども、これ、食料と林産物のとしたほうが今までの話とのつながりでいいんじゃないですかね、後でまた森林資源の問題が出てきますので。

【委員長】 4ページの20、21、22が前回の研究会でご議論いただき、各論にわたる前にそもそもどういうメッセージをこの報告は出しているのかということを明快に示したらどうかというご意見をいただきまして、それにあわせて事務局でお考えいただいた案が20、21、22でございます。このようなまとめ方、よくまとまっていると個人的に思っておりますが、特にご意見があればいただきたいと思います。

【委員】 市街地の縮小と言い切っちゃっているところがちょっと気になるんですけどね。ただ、面積はあまり変わらなくて中が抜けちゃうとか、そういうことも含めてもうちよっという言葉があるといいんですけどね。あるいは衰退……。

【委員長】 縮減という言葉を使ったら。縮減。それですと、縮むのと密度が薄くなるのと両方……。

【委員】 そうですね。そのほうがいいですね。じゃ縮減。

【 委員長 】 ほかにいかがでしょうか。

【 委員 】 事前に拝見しまして全然異論はないんですけれども、6 ページのところで非常に細かいんですけれども、森林という言葉はずっと使っているんですけれども、36 番の一番最後のアンダーラインが引いてあるところで林地という言葉を使っているんですけれども、これは何か特に違いがあつての使い方なんでしょうか。

【 事務局 】 特に使い分けてないんで森林に合わせるなら森林に合わせます。

【 委員 】 同じ6 ページの38 番の河川、湿原、干潟、里山、森林等という話で、ここに入れるのがいいのかどうかは必ずしも確かではないんですが、どこにも海辺の話が出てこないんですね、海浜というのが。やっぱり循環を考えるとときには海浜のところも入ると思うので、そのネットワークの中には海浜という言葉が、海と言っちゃうと広過ぎるので。

【 委員 】 里海という言葉も最近あります。

【 委員 】 ちょっとでもまだ里海という言葉はどうかなという気がします。必ずしもそこで資源がとれるというだけではなくて、防災上のことも考えると、海はどこかで入れてほしいと思います。

【 事務局 】 36 のところに、2 行目ですけれども、脊梁山脈やこれとつながる流域、沿岸域等とあるので、38 番のこの例示のところにも入ったほうがいいという趣旨ですね。河川、湿原、干潟、里山、森林、沿岸域とかそういう言葉を。

【 委員 】 沿岸域っていうとまたちょっと違うんですよね。海浜でいいんじゃないですか。順番からいうと、そうすると一番最初に来るんですか、何となく海から山へのぼっているような感じがするんですけど。でも干潟がここに来ているから。

【 委員長 】 河川、湿原は関係が深そうで、海浜と干潟が関係がありそうなので、少しその辺の関係を考えて、河川、湿原、海浜、干潟、里山、森林、そうすると森林、里山ですかね、関係としては。

【 委員 】 目標の2 番目の21 ですが、20 番で多面的機能とか国土の全体的な管理の話があるので、ここは都市の問題だと思う。ここでは、市街地の縮小についてのみ書かれていますが、地方都市の無秩序な外縁化や中心地の機能保全がまずあつて、次に市街地の縮小の問題が出てくるのではないかな。

【 委員長 】 具体的にどのように修文したらよろしいんですかね。

【 委員 】 「資源浪費的な土地利用を回避し、土地利用の質的向上を図る。すなわ

ち地方都市の無秩序な外縁化を防止し、中心地の機能を保全向上する。また、今後予想される市街地の縮小に対しては云々」というような文章を頭につけてはいかがか。

【 委員長 】 いかがでしょうか。今そういうご意見いただきましたが。

【 委員 】 後でメモをお渡しします。

【 委員長 】 できるだけコンパクトにしたいのが趣旨なんですね。そうすると、減少については最初のパラグラフぐらいで全部おさめているんですよね。こういう方向、考え方を出したいということがほとんど全部になっている書き方なので、現在こういう問題があるということは後ろのほうで出ているので、ここではあえてそこは触れない。こういう方向性があるのではないかとということだけ触れているので、そういうところを少し先生のご発言の中で拾って入れられるところは入れるということによろしいですか。

【 委員 】 同じところで、5つの施策がどれを指しているのかよくわからない。明示的に書いたほうがわかりやすい。

【 委員長 】 そうですね。いきなり5施策って出てきて、5施策がどこに出ているのかは確かにわかりにくいんです。場合によっては、最初に目標のあり方についても述べる。5施策。この観点から特に必要な5つの施策についてというところは最初ですね。この5つの施策がその以下の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)なんですね。それがわかるような書き方が必要だと思うんですね。

【 委員 】 わかりにくいのは(6)があるためでもある。

【 委員長 】 (6)がありますね。そうか、同じ(6)になっているので、ここは確かにわかりにくいですね。

【 事務局 】 それでは、4ページ目の一番上の例えば必要な5施策のうちの後に括弧を入れて①から⑤で書きましょうか。

【 委員長 】 具体的に書いてしまう。

【 事務局 】 書いてしまう。

【 委員長 】 それと確かに(6)が次に出てきているので、それはいいのか。ちょっとツリーになっていないような感じがするんですね。

【 委員 】 書き方のところなんですけど、今のところなんですけど、きょういただいたもので言いますと3ページから4ページのところで、①、②、③と3つの中心的な方向性を示して、それを5施策でという形になっているんですけど、その後に4ページに20、21、22と3つの中心的な方向性がありますので、ここの入れ込みが逆と言いますか、以

下国土利用の現状を踏まえては、20、21、22の下にすれば話がわかりやすく、そこに1、2、3、4、5というふうに出てくればわかりやすい。(6)はちょっと切り離して書かないと、施策が6つあるように見えるように思います。私の理解が間違っているのかもしれませんが、構成としてはそちらのほうがわかりやすいのではないかと思います、違いますでしょうか。

【 委員長 】 むしろこの(6)は4じゃないんですか。国土利用の目標のあり方で1から5と大分性格が違うので。先生のおっしゃるように、確かに5施策というのをむしろその下にもってきて以下5施策が並んでいるという書き方であればわかるような気がします。

【 委員 】 それでそう考えると、もう一つわかりにくいところがありまして、3ページの下に①が安全性で②が持続可能性で③が美しさ・ゆとりになっていますが、20はどちらかと言うと持続性のことで、21はどちらかと言うと安全性のことで、22は美しさ・ゆとりのことだと思うんですが、並びがずれているんですね。そういう理解ではないんですか。どちらかと言えばということがありますので、明示に1対1に必ずしも対応しているわけではないんですが、どちらかと言うと今言ったような並びになるかな。わざと20と21が変わっているのか。あるいは安全性と持続可能性が①、②が変わっているのか。ちょっと別の意図があるのかもしれないんですが、コンシステントには少なくともちょっととなっていないように思うんですけど。

【 事務局 】 20、21、22が必ずしも安全性、持続可能性、美しさ・ゆとり、これらに1対1で対応するという関係になっているということではありません。

【 委員 】 私もそう思うんですが、さっきどちらかと言えばというふうに申し上げたんですが、20はどちらかと言うと持続的な土地利用、多面的なものを確保して持続的にやるということが書いてあって、21はどちらかと言うと災害のことが書いてあって、22はどちらかと言うと全部どちらかと言うとがつくんですが、美しさ・ゆとりのことが書いてありますので、それはむしろこの順番が大事であるということであればそれで結構なんですが、並びかえてもいいのかなという気もしないではない。

【 委員長 】 何回かの委員会で防災の議論を最初にしたかどうかというご意見を確かいただいて、そのとおり(1)の防災から始まっているんですよ。そういう議論でおそらく具体的には3ページの一番下の安全性が最初に出てきてという順序はそれを踏んでいるのではないかなと思います。

そうすると、どちらかということですが、安全性について触れている今の21が20にあって、持続可能性にかかわる部分が20が21にあって、22は現在のままというおおよその位置づけがあったほうが確かに対応は図りやすいような気がしますね、今見て。あまり順序こだわらなくてもいいんでしょう。できるだけわかりやすく配列されていたほうがいいので、今のご意見をもとにもう一度考えてみましょうよ、ここで。

【事務局】 はい。基本的には21、20、22の順のほうがいいということですね。

【委員長】 ですね、感じとして、確かに小池先生がおっしゃるように。ただ、完全にそういう5項目を3項目にしていますから、おそらくきれいにはそろっていないと思いますが、大体の方向を示しておく必要があるので、そういうふうに配置して、さらにこの3つのところが基本的な考え方で、それ以降4ページの真ん中から5つの施策について述べますよということがわかりやすく理解できるように、特に4ページの上の説明を工夫して、20、21、22の下に5施策についてこういうものである。以下述べるというふうに文章を入れたほうがわかりやすいのではないかと思いますので。

【委員】 事前に読んだ印象としては、わりに包括的なことを3つにまとめているため、内容的にはいろいろまじり合っているという感じであった。安全性と美しさとの対応性は必ずしも強く意識しなかった。

【委員長】 特にこのままでもよろしいんじゃないかと。

【委員】 これだけを取り出すと、この順番のほうが読みやすい。

【委員長】 どうでしょうか。今そういうご意見、2つに分かれています。こう言えばああ言えるという感じの文章になっているので。こうでなければいけないという議論ではないような気がします。

おそらく事務局としては、この選択的管理とか国民的経営という言葉が今回のペーパーの1つの柱になっているという意識があって、これをまず最初に出したいという思いはあるんだろうと思うんですね。確かに安全性の問題は限所的な問題であるというご意見と、どちらをとるかによって考え方は違うんじゃないか。事務局はそんな感じでしょう、最初に20を。

【事務局】 ここは森林とか農地の話、21番目が都市の話。国土利用ということを考えても、その面積的に森林・農地のほうが圧倒的に多い部分を占めているということもあって、こういう書き方になっていまして、22番目で特にここでは自然ということ

強く言っておりますので、そういう観点から全体をトータルとして見るとどういうことを言っているのかという構成になっています。

【 委員長 】 22が最後にあるのは当然の位置づけだと思いますね。20、21の関係を今ご説明いただいたような関係で読むのか、それとも下の(1)からの順序は確か防災から入っていった。そこを考えると21を先にもっていくか。それはもう考え方次第ですね。こうでなければいけないという話ではなさそうな気がします。特にご意見ありますでしょうか。

特になければ、そういうご意見を承ったということにして、最終的には事務局と私で相談させていただいて決めさせていただきます。よろしいでしょうか。

ほかのところで何かご意見ございますでしょうか。

【 委員 】 今のは形式的なところで、中身のことについて幾つかお聞きしたいことがございまして、まず5ページの34の余暇時間の増大等に伴いというのは、これは今後とも余暇時間が我が国では増大していく傾向にあるということがもとにあるのでしょうか。

【 事務局 】 今後のことではなくて、ここでは現状と課題ということで書かせていただいております。

【 委員 】 自然との触れ合いに対する志向が高まっているのは間違いないと思うんですが、余暇時間の増大に伴って高まってきたというのならまだわかりますけれども、今後ほんとうに余暇時間が増大していくのかなというのがちょっと私自身はわからないところがありますので、これはできればご検討いただいたほうがいいかなという気がしております。それが1点目です。

2点目は9ページですが、これも非常に微妙なところでどう申し上げていいのか。前回もうちょっとはっきり言っておけばよかったのかもしれませんが、9ページの57に、今回少ない人口、資金等でも多面積の国土管理が行い得るようにする必要がある。それは、実質上こういう方向性に持っていくんだろうと思うんですが、ここを読むともうあまりお金をかけていけないんだというような響きをちょっと感じるんですね。懸念なのかもしれませんが、何かもう少し書き方がないのかなという。多面的な機能を評価しようと片方で言っていて、省力化とかもう少しいい言葉があればいいように思うんですが、マンパワーとお金はあまりかけていきませんよというようなことを強調し過ぎているように思うんですね。読んだ感想なんですけれども、片方で多面的機能を評価していこうということに多少反するわけではないんですが、ちょっとはっきり申し上げられないので面映いところが

ありますが、感覚的にちょっとどうかなということを感じました。

それから、ちょっと戻りまして、これは表現上だけのことなんですけれども、3ページの17番で全国計画と地方の積み上げとの違いはここで例えばとあって、地球環境問題への対応、②後述する水と緑のネットワーク③都市的土地利用の集約化という例が先に来ているんですが、全国計画と地方から積み上げの根本的な違いは何であるかということで具体例があったほうがいいと思うんですが、ちょっと順番がこれでいいかどうかは別として、私は1つは①に相当する違いは何かというと、国際的な視点に立つ問題というのと、それから③は根本的な土地利用政策の展開にかかわる問題、それから②はですね、どちらかという行政区会をシームレスにとらえるような問題、こういう3つのようなものは全国計画できちっと位置づけていく必要がある。例としては、地球環境問題とか都市的土地利用の集約化とか周りに対する転換とか、そういうものが今のこういう時代の変遷の中では考えられるというような書き方のほうがいいように思います。

最後なんですが、申しわけありません。これはちょっとなかなか書けないのかもしれませんが、あるいは部分的には書いてあるのかもしれませんが、全般的に非常によく書いていただいているなと思っております。その上で申し上げているんですが、2ページの7の1行目から2行目なんですが、「人々の生活様式や人と自然とのかかわり方についての長期的な見通しを持つことが必要である」と書いてあるんですが、その長期的な見通しがここでクリアに書かれてないんですね。長期的な見通しを持ってこういう施策を出す、こういう基本方針を出しているという形で論理は進められているんですが、長期的な見通しそのものがこうであるというのが部分的には出ているんですが、その見通しが明確にはまとまって書かれていないところがちょっと気になります。以上です。

【 委員長 】 4点ほどお話がございましたが、1点目の議論は先生のお読みの理解と事務局が書いたのとちょっと違うような感じを私は受けました。これまでの議論で5ページでしたか、余暇時間が増えてこれまで増大してきて、自然との触れ合いに対する志向が高まってきているという、単にそれだけ述べているだけでしょう。だから、将来余暇時間が増大するとかそこまでは言っていないような気がするんですが。

【 委員 】 そうだと思うんですが、そのようにも読めそうな気がしたものですから、ちょっと申し上げただけです。高まってきているなら、その前段にあるものは過去形になるからいいんですが、ちょっとこだわり過ぎているのかもしれない。

【 委員長 】 それからその次の人口・資金面でしたっけ。これは読みようによって、

確かに多様な主体が国土管理に入らなきゃいけないということで、従来の限定的な人たちだけではなくてさまざまな主体が関係しなさいと上に言っておいて、しかし少ない人口資金等でも行えるようにというふうに読むと、あれ、ちょっとおかしいなという感じを持つ方がいらっしゃるかもしれません。そういう感じですね。

【 委員 】 そうです。そのとおりです。

【 委員長 】 これまでの管理についてはかなり専門的な方々、限られた方々でやっていて、そのものは確かに減っていつているんですよね。ただ、そのかわりに提案したいのはこれからはもっといろいろな人が薄く広く参加しましょうと言っているのに、その後で少ない人口と言い出しちゃうとちょっとおかしいのではないかというご主張で、人口そのものは減るということを言っているのと、管理にかかわる人が少なくなるというのはちょっと違う議論ではないか。そこを仕分けして記述しておかないと誤解を招くのではないかというご指摘なので、確かにそうなんです。ちょっと表現を工夫しましょう。それとどこでしたっけ。

【 委員 】 17の①、②、③です。国土計画と全国計画の。

【 委員長 】 17ですね。ここの①、②、③についてももう少し国際的観点、根本的な土地利用転換、ある限られた行政区域ではなくてシームレスに、要するに地方では対応できないような課題。

【 委員 】 それの一例としてこういうのがあるというふうに。

【 委員長 】 というふうに言っておいたほうがいいのではないかというご指摘で、確かにそのことを言いたいんですよね。

【 委員 】 私は非常にいいと思いますよ、変えたほうが。

【 事務局 】 具体例よりも考え方のほうを最初を書いて、その具体例としてどんなことが考えられるかという、2段階というか書き方にしたほうがいいということですね。

【 委員長 】 そのほうが何を言いたいのか伝わると思いますので。

それから、4番目が長期的な、これはなかなか難しいんですよ。そこに簡単に書けるようだったらだれも苦労しないんです。長期的に見通しを立てなきゃいけないということで苦労しながら書いたのが全体だというふうにお読みいただいたほうがいいんじゃないんでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

【 委員 】 細かいことで、7ページのところなんです、まず1つは45と46の

この段落が番号が分かれているというのは、どういう基準で分けられたのかよくわかりませんが、４６のさらに個別構造物というのは、４５で言っている歴史的・文化的遺産の中にある個別構造物のことを指しているんですよ。そういったものは例えば歴史的な橋なり建物というものは単体で守るんじゃなくて、周辺も含めて守るべきであるということを行っているんですよ。

【 事務局 】 はい。

【 委員 】 だとすると、段落をかつきり分けてしまうと、４６だけ読むと意味がよく理解できないのかなというふうに思って、４５と４６は１つのまとまりになっていたほうがずっと理解できるのではないのかということですね。

それとの関連もあるんですが、その次の４７なんですが、そのためというのは、どこまでにかかるとかという、４３、４４のところまでも含むのか、多分そうだと思うんですけども、景観法を用いてというようなものは４３、４４で言っていること。それから４５と４６を１つにしたらそういう歴史的なものの保全という、この２つのためにということですよ。

あと国土利用計画、市町村計画というのは、この間に点が入るんですか。国土利用計画市町村計画というものがあるんですか。

【 事務局 】 そうです。

【 委員 】 長いこういうものがあるんですか。

【 事務局 】 はい。市町村が出している国土利用計画という。

【 委員 】 そういう意味ですか。済みません。それは上で言っているもう少し広域的な話と歴史的な構造物の話も含むということですね。それを実現するためにこの計画や法律を使いなさいということですか。

【 事務局 】 そうですね。特に広域的な話というよりもむしろ地域的な話というのは市町村単位で良好な景観、美しい景観を形成していくのは重要ということと考えまして、市町村計画ですとか先般制定されました景観法という地域での取り組みを重視しましょうといった意味で書いております。

【 委員 】 その次の全国計画としてはというのは、地域単位でやることではなくて国がやることというので、これは今までの議論とはまたちょっと別な話ですよということで理解してよろしいんですか。

【 事務局 】 そうですね。

【 委員 】 わかりました。それならいいんです。45と46は1つの番号にくくっていただくと少し理解は進むということがあります。

少し文言についてなんですが、43のアンダーラインを引いていただいて直していただいたところなんですが、私ちょっと意味がよく……、こういうことであろうというのは、要するに美しい景観をつくるというのは、住んでいる人にとって良好な生活環境になるというだけではなくて、ほかの人にとっても観光的な観点から言ってもいいイメージになる、そういうことですよね。

【 事務局 】 魅力という言葉であらわしていますけれども、観光資源として活用ということを含めて書いてあります。

【 委員 】 ですから生活環境というのと地域イメージの両面において価値を生むというふうに読めばいいんですよね。

【 事務局 】 そうですね。

【 委員 】 ただ、地域イメージというのはほんとうは住んでいる人々自身にとっても非常にかかわってくる問題なので、これが地域イメージという、地域が入るとちょっとわかりづらい。魅力あるイメージとか例えば観光地としての魅力とかってダイレクトに後半のほう書いてしまったほうがわかりやすいのではないのかなという気がするんです。生活環境と地域イメージというのが並んでくるというのは。

【 事務局 】 並列するような概念ではないということですね。ちょっと考えてみます、そのところ。

【 委員 】 もう一つ細かいことですが、47の地域に応じた美しい景観というのが、地域ごとにそれぞれ特色を生かした美しい景観という意味ですよね。地域ごとに美しい景観、そうすると、その次のじゃあ全国ではというののめり張りがはっきりするような気がするんですよね。景観法というのも基本的には地方自治体とか地域で考えていくことですので、地域に応じたというところあるべきものが既に望洋とあって、それにふさわしい美しいというんだから、美しいというのはそういうものじゃないのではないかなという気がするんです。その言葉が少し気になりましたのでご検討ください。

【 委員長 】 特に43の表現は大分工夫しないとこのままだと確かにわかりにくいですね。表現しようとしている意味が伝わるようで誤解を招きかねない表現になっていますので、もう少し端的にわかりやすく、そこに暮らしている人にとっても、それから外から訪れる人にとっても魅力ある景観を形成しなければいけないということですよね、言い

たいことはね。訪れる人の中には海外の方も含めてということをお願いわけですね。工夫しましょう。

ほかに。

【 委員 】 先ほどの小池先生の議論を蒸し返すような形になって恐縮なんですけれども、8ページの55から56までの論理性なんですけれども、私がこれを読んだ限りでは先ほども議論に出ましたけれども、山村の住民によって従来管理されていた森林というのが、過疎化であるとか高齢化によってそういうことが非常にしづらくなってきたという現状が1つあるわけですね。であるがゆえに、森林というものを山村住民の特定の人々のものじゃなくて公共財なり、あるいは社会的な共通資本みたいな形でとらえよう。そうした場合に、市民であるとかいろいろな階層が森林に入ってきて管理をしていこうじゃないかというその流れというのはよくわかりますけれども、そういった場合、一番最後の59のところの、それでもなおかつ管理ができない場合には、「人口、資金等の投入が極力少ない地目へ」といった場合の、59番の人口、資金と57番の人口、資金は同じニュアンスで使っておられるんですか。そこはちょっと意味がわかりませんでした。最初のところはよくわかりました。先ほど申し上げたように。山村の現状を考えると彼らだけにもう森林を任せておくような状況にはなっていないですよと。だから、新しい形での広範な国民層の階層が入ってこられるような状況をつくって、森林を管理していこうじゃないかというこの提言はよくわかるんですけれども、最後のそういう形でもなおかつ森林管理できないところは当然ありますよね。そうなった場合の人口、資金の投入は極力少ないといった場合の、これどういうふうな解釈なんですか、前とのかかわりで。前にも人口、資金というのが出てきますよね。

【 事務局 】 59番は主としてイメージしているのは農地のことなんですけど、農地で粗放とかこういうのをやっていこうということを考えているわけなんですけれども、なかなかできない。それもできないようなところは林地に戻るということもある、そういうことを考えなければいけないんじゃないかということです。

【 委員長 】 確かに57の少ない人口、資金というのは先ほどから出ているような議論ですよ。59はむしろ56で言っている多様な主体の積極的な参画とかそういう意味での、人々がかかわろうというところの人口の議論に引きずってくる場所でしょう。それでもそういう方々でも参加できないような状況にあるところがあるという話なので。

【 委員 】 表現の提案だが、極力少なくとも管理できる樹木などと表現すれば誤解

がないのではないか。

【 委員長 】 57と59で言っている人口、資金の対象がちょっと違うんですね。その辺の工夫をする必要があるだろう。今おっしゃっていただいた極力少なくて済むという表現も考えてみる必要があるかもしれませんが。

これからの人口、資金等の投入を考えても、そこまでは目が行き届かない部分が出てくるというそういうことですよ。そういう表現を少し工夫しましょう。

【 委員 】 労働力といえないか。

【 委員長 】 労働力じゃない、ちょっとまた違う。

【 委員 】 基本的には管理も労働力ではないか。

【 委員長 】 広い意味での労働力ですよ。労働力と言ってしまうとまたちょっと誤解がある。

ほかにはいかがでしょう。

【 委員 】 小さなことですが、32番の種の減少、絶滅、移入種等によると書いてあるんですが、厳密に言うと種の減少というのは絶滅なので、数が減るといふのだったら個体群の減少というふうに言ってもらわないと。ポピュレーションの減少でしょう。

【 委員 】 同じところで、人間活動と人為の影響と書いてありますが、これは人間活動の影響でいいのではないか。

【 委員 】 よくわからないので、小池先生に聞いたほうがいいと思うんですけど、地形上安全度の低いというのはいいんですか、言葉として。

【 委員 】 いいんじゃないですか。自然堤防地ではない、沖積地に対するとか、そういう意味で使っておられると思うのでいいと思いますが。

【 委員 】 51で、「森林に求められる機能に応じた区分がなされており」と書かれているが、具体的にはどんなことを指しているのか。林分の区分のようなものか。もう少し実態的な区分が全国的に行われているということか。

【 事務局 】 資料の2-2の図表編のほうの15ページをごらんいただきたいのですが、こちらに重視すべき機能に応じた森林の3区分ということで、既にこういった区分を分けて管理をするような施策がとられているということになっています。

【 委員 】 次の52番で、前回も発言したが、修正意見として、例えば蓄積が増えているものというのを受けるのであれば、確保が必要であるためとか、確保にとっては

いまだ不十分であるためなどの言葉で受けると、文章が理解しやすいのではないか。

60番のアンダーライン部分の、「特に地方都市では、自動車利用の通勤通学者が全国の約56%を占める」の部分は、ちょっと理解しにくい。地方都市の自動車通勤者数が全国通勤者の56%であるという意味か。

【事務局】 資料2-2の19ページ目をごらんいただきたいと思います。図の32の円グラフのことを指しておりまして、黄色い部分とか赤の部分がいわゆる地方都市の自家用車を利用する通勤通学者の数ということで、この2つの数字の和が約56%ということで書いております。ここでは地方都市での自動車利用の通勤通学者というのがかなり全国的に占める割合が大きいということを述べたいなと考えて書かせてもらいました。

【委員長】 56%を占めるのが大きいとどのように判断するのかストレートに伝わってこないという意味ですか。

【委員】 文章のつながりとして、意味がとりにくい。

【委員長】 通勤通学者総数の比率はどこかに出ているんですか。通勤通学者の地方都市と自動車利用じゃなくて通勤通学者の比率というのは、全国の中で地方都市はどの程度であって。

【事務局】 右隣の表なんですけれども、全国で約7,000万人通勤通学者数がいまして、三大都市圏に3,500万人で三大都市圏で過半数、それプラス地方中枢都市、いわゆる地方政令指定都市なんですけれども604万人に対しまして……。

【委員長】 それがストレートに伝わってこないからこの数字になるのかなという、そういう思いでしょう。

【委員】 だから、大都市圏に比べると例えば何倍とか、そういうふうに書けるわけでしょう。

【事務局】 地方都市での対策も必要だということで、大都市に比べて割合と。

【委員長】 そうじゃないと、確かにこれだけじゃあ、何を言っているのかよくわからない。

ほかにいかがでしょう。

【委員】 図表のほうもチェックをしなければいけなかったんじゃないでしょうか。前の会するときにも出していただいていたんですが、あまり気にしていなかったんで、この資料2-2の12ページの表3のところの言葉の使い方なんです、1つは歴史・文化的景観は歴史的景観と文化的景観という意味であれば、細かいんですけど、歴史的・文化的景

観のほうがわかりやすいのかなということと、その隣の自然的景観はいいんですが土地的景観という言葉は非常にわかりづらくて、前の資料を見ると括弧して土地利用的景観という言葉があるんですよね。その括弧がついていて、何となく言っていることはわかるなと思っていたんですが、ここでこういうキーワードが出てしまうと、土地的景観というのはあまり聞かないような気がするんで、じゃあ何と言ったらいいかということと土地利用的とあえて言うのかなとは思うんですけどね。

【 委員長 】 そうだとすると、自然的も土地利用的の中に入りそうな感じがしますね。

【 委員 】 全部とってしまっ、言ってみれば土地利用的という景観。あまり使わないとは思うんですけども。

【 委員長 】 自然的景観ではいけないですか。人口物も入っているから。沿道景観とかそういうのも入っているからね。

【 委員 】 そうなんですよ。

【 委員長 】 だったら土地利用的ですね、やっぱり。自然的、土地利用的景観。

【 事務局 】 自然的、土地利用的景観ということで直させていただきます。前のほうは歴史的・文化的景観でしたっけ。

【 委員 】 この中のものが前の資料のときは、歴史的、文化的景観のほうは扱わないで、自然的景観のほうをこの国土利用計画でやるよと言っているんですが、今度本文というか、この中には歴史的なものの保全の話も先ほど申し上げたところで出ていましたよね。今回は両方とも全部視野に入れています、そういうことですか。

【 事務局 】 再度これまでの議論を踏まえまして、地域における歴史的・文化的景観づくりというのも重要なということもありまして、この2つを、国土計画で重要視していきたいと考えております。

【 委員 】 ちょっとこの中の文言のそろいとか大きい文字と小さい文字のところが気になるところもあるので、これちょっと検討させていただいてもよろしいですか。

【 事務局 】 終わった後にでも個別にご指導いただければと思います。

【 委員 】 人文景観と自然景観ではまずいのか。

【 委員 】 ちょっと違うような気がするんですけどね。自然景観の中に人文景観も入ってくるんで。

【 委員長 】 入っちゃってる、一応この区分だとね。

【 委員 】 この表は今回そちらでおつくりになったんですよね。どこかにあるものではなくて。

【 事務局 】 我々でつくりました。

【 委員 】 今度ここに出てきた最終的な文言が、どういうものを視野に入れて何を対象とするかというのがわかりやすく説明できるようにすればいいわけですよね。

【 事務局 】 今回初めてのところもありますので、もう少し意見をいただいて、また詰めたいと思います。

【 委員長 】 佐々木先生よろしくお願いします。

【 委員 】 4 ページの 24 番ですけれども、書き出しの文章のさらにというところなんですけれども、「今後の人口減少、高齢化の影響は」と続いていて、「が懸念される」。主語と術語の関係がおかしいんじゃないかなという感じがしますよね。影響が何々が懸念される。によりでしょうね。細かい話ですけど。

それから 31 番なんですけれども、最近の流れなんですけれども、災害弱者という言葉はもう今使わないというのか、災害強者というのはいないわけで、この中身は何かというと、おそらく高齢者を前に出しているということは、災害弱者と従来言われてきた狭義の意味合いは避難困難者なんですね。それに情報取得困難者という外国人を入れたり、災害復興困難者という阪神・淡路を契機に復旧復興過程で経済的に苦しいという層を入れて広く災害弱者と言うようになったと思うんですが、この場合、高齢者を抜いているということは、避難困難者の中の身体障害者みたいなことをイメージしているんですかね。いずれにしても、災害弱者という言葉は今使わないということのほうがよろしいと思います。そうなりますと、ここにはもうちょっと高齢者等避難困難者とかそういう具体的なほうがいいと思います。

【 委員長 】 最後ですので、細かい点でも結構ですから、お気づきの点があればおっしゃっていただければと思います。

私がちょっと気になっているのは、括弧のつけ方なんです。括弧をくくって記述していることが幾つかありまして、2 ページ目に「安全性」「持続可能性」「美しさ・ゆとり」、これは重要な言葉ということでキーワードということで括弧ですよね。その後、5 ページに「選択と集中」という言葉が出てきて、これはある意味で国が今進めている施策の 1 つの大きな考え方であるということで括弧ですね。その次がちょっと気になっていて、5 ページの 31 に「災害文化」というのが出てきて、これはむしろあまり使われていない言葉だ

から括弧ということですよ。

【 事務局 】 そうです。

【 委員長 】 そうするとこれだけがおかしいのかな。災害文化という言葉だけですかね、そういう使われ方をしているのは。54番の「緑の雇用」というのがありますね。これもおそらくあまり使われていないなじみのない言葉だから括弧でくくっているんだろうと思うので、ちょっと括弧の位置づけなり括弧の様態を少し変えたらどうかなと思うんですけどね。一般的に使われていないけど、ここであえて使わないと表現がうまくできない言葉と、キーワード的に使われている言葉の括弧を少し変えて使われたほうが、それぞれ括弧を何のために使っているのかわかるので。例えばこういう括弧にするとか、表現を少し2分類ぐらいできそうなので、したほうが私はいいような気もするんですが。2つぐらいですよ、ここへ出てくるのは2種類しか出てこないの、そんなに混乱しないと思いますので。

【 事務局 】 キーワードがわかるように。

【 委員 】 15番で、計画の指針性を高めるという表現が使われているが、日本の計画は指針的だからということか。例えば実現性とか役割ではどうか。指針性というのはわかりにくい。

【 委員長 】 指針性と言い切れないところが苦しいと、ある意味で。役割とか、むしろ指針性という言葉は一般的には国土計画の世界で使われていますよね。指針性。指針性のほうがよろしいですか。

【 事務局 】 はい。これは以前の国土審議会基本政策部会の中で指摘を受けた言葉です。

【 委員 】 あと1点、全般的に、表現の末尾の述語として重要である、必要であるという文言が多い。これはこういう文章の特徴かもしれないが、読んでいて単調な感じがするし、使い分けも必ずしも一貫性がないという印象を受けた。

【 委員長 】 ほかにいかがでしょうか。大分ご意見をいただきましたので、もし今までいただいたご意見でほぼ出尽くしているということであればと思うんですが。

最後確認しておきたいんですけども、11の(6)は、6ではない章立てのようにしたほうが私もいいと思うんですが。

【 事務局 】 4に？

【 委員長 】 4にして国土利用の目標のあり方で。違うテーマですので。事務的に

それじゃあ不都合だということはないですね、ここを4にして。

よろしいでしょうか。もし、よろしければもう一つテーマがあるんですが、そちらに移らせていただきたいと思います。もう一つ資料が出てございますが、国土計画制度の見直しの検討状況についてという資料がございます。これについてご説明いただきたいと思います。

【 事務局 】 それでは、国土計画制度の見直しについて私のほうからご説明を申し上げます。

一番最後のページに新しい国土計画制度の概要（案）というチャートが出ております。ごらんいただきたいと思います。国土計画制度については、そもそも平成10年のグランドデザインの中で抜本的に見直すという話がありまして、その後平成12年、平成14年審議会のほうからのご報告もいただいております。昨年の夏からとにかく政府部内の合意をとるためにどうしたらいいかということで、省内の議論をずっとやってきたわけでございます。

これまでの審議会等からのご提言には、昭和48年の国土総合開発法の改正の経緯等も踏まえて、国土総合開発法と国土利用計画法の統合一体化というようなことがいろいろ議論をされてきたわけでございます。今回もその可能性について十分検討したところではありますが、法制局等々のご判断を仰いだところ、土地の規制を中心とする国土利用計画法と開発整備ということにウエートを置いた国土総合開発法というものの一体化するというのは、なかなか法制的に難しいという判断がございました。従って、今回の国土計画制度の改正においては、国土総合開発法の改正に焦点を当てて改正案をつくらせていただいたということでございます。

この図の左側に現行の国土計画制度の体系がございますけれども、左側にあります国土総合開発法の体系、これは4層になっているわけですが、ここのところを抜本改正することによってございまして、今の4層の中で地方総合開発計画から都道府県、それから特定地域総合開発計画、この3つについては廃止をするということを考えております。それが右側の新しい国土計画制度の一番上のところに全国総合開発計画が国土形成計画（全国計画）という形に移行していく。

それから、現行の国土計画の国土利用計画の下のところは地方開発促進計画と大都市圏整備計画というブロック計画があるわけでございますけれども、ここのところの計画の実効性またその計画のつくり方というものが現状になかなか合っていないということもあり

まして、ここのところを一体化する形で国土形成計画の中に広域地方計画という制度を新たに設けまして、この国土形成計画については全国計画と広域地方計画という2層の形にさせていただく。

結果といたしまして、現在ございます5つの地方開発促進法については廃止をする。それから大都市圏整備計画につきましては、政策区域の財政等の特例措置がございまして、そのところを残す形で簡素化いたします。制度的には残りますけれども簡素化するという形で残していくことを考えております。

国土総合開発法と国土利用計画法の統合という議論がございました。そのところの宿題をどういう形で解決していくかということで、国土形成計画の全国計画と国土利用計画法に基づく国土利用計画の全国計画、これについては一体作成をするという形にしてございます。一体作成はどういう意味かと言いますと、同時並行で作成をいたしまして同日閣議決定、合本というイメージを持っております。それから内容的にも整合性が図れるところは図りたいというふうに考えております。

北海道と沖縄につきましては、それぞれの特別法がございまして、それはそのまま目的が違うということで残っていくという形になっております。

最初のページにこういう新しい法律の概要をお示ししてございます。今どういう状況かと申しますと、一応条文ベースになっておりまして、省内折衝がきょう、あすというところで終わるんじゃないかというふうに期待をしております。今週中には各省折衝を始めたいと思っております。3月の上旬を目指して閣議決定、5月末ごろに国会審議があつて、6月に成立。その後1両年をかけて新しい国土形成計画（全国計画）を策定する。その後、広域地方計画を策定していく。そういう全体の流れを現在想定しているところであります。

中身でございますけれども、そのポンチ絵の上側の括弧の中に書いてございますように、新聞等でも既に全総廃止というような形で朝日の一面に出たりもしていましたが、国土総合開発計画というその総合開発という文字を落とすことによって、これまでの開発基調の国土計画を新しい成熟社会の計画に変える試みをしております。名称については国土形成計画という名称を考えているところであります。

それから、計画事項についても拡充をするということでございまして、これは例えば環境というようなことについての事項、それからまた海洋問題、海域というような表現を使っておりますけれども、そういう事項について新たに追加をしていく。

それから、これまでの国土総合開発法の計画事項の中身が開発でございまして、比較

的新規の白地の上にものを新たに作るという形の表現、例えば規模ですとか配置ですとかという表現が主になっております。そういうところを利用ですとか整備ですとか保全という文言を使うことによって、既存ストックの活用というイメージを計画事項としては出したいと考えています。

それから、現在の国土総合開発法については、地方からの提案を入れ込んでいくというような制度がございませんので、今回全国計画についても、都道府県等からの計画についての提案を可能にしております。

広域地方計画、ブロックベースの計画については、基礎自治体からの提案を考えておりまして、そういうことから基礎自治体、都道府県、全国という形で意見の対流が可能になるという現代の地方分権の流れを踏まえた制度改革というふうにしてまいりたいと思っております。

それから、国土利用計画については全国計画レベルで一体作成、大都市圏整備計画、また地方開発促進計画については簡素化もしくは廃止という形で、国土計画体系を全体にわかりやすいものに変えていくという内容になっております。

具体的な柱を2つ考えておりますけれども、1つは制度の話でございますが、国と地方が協働でビジョンをつくっていく制度を考えたい。現在の全国総合開発計画、これは国主導でブロックについてもその事業まで全国計画で記述をしているということでございますし、国民一般、それからまた地方の意見を聞く仕組みがないというような状況になっております。

そこで、今度の国土形成計画では2層の計画に分けておりまして、全国計画についてはグランドデザイン等でも指摘されておりました指針性ということに重点を置きました。国が実施していく基本的な施策について全国計画では記述をするということで、全国計画で具体的な個々の事業、ブロック別の事業については記述をしないという形を考えております。それから、全国計画については、その計画の策定時また変更について都道府県から提案をすることが可能であるという手続を制度化しております。

一方、広域地方計画につきましては、これは広域地方計画協議会という協議会を設けまして、ここに国の地方支分部局、関係都府県、政令市、また地元の経済界、こういったところが同じ目線で協議会の場で地域のビジョン、また地域で実際に行うべき事業について議論をいたします。そこで合意が得られたものについて計画に記述することにいたしまして、最終的に国の直轄事業等のこともございますので、計画は国土交通大臣が決定をす

るという手続をとらせていただくということを考えております。

その下に、計画への多様な主体の参画とございますけれども、これは今申し上げた地方公共団体から国への計画提案制度ということとともに、国民の意見を反映させるというパブリックインボルブメントという仕組みの制度化をしていきたいと思っております。

それから、2つ目が思想的な話でございまして、いわゆる開発からの脱却といたしますか脱皮といたしますか転換をしていくということでございます。「開発」基調の量的拡大というものがこれまでの国土総合開発法に基づく全層計画のイメージでありますけれども、これを人口減少下でも安全、安心な成熟社会型の計画というものに変えていきます。そのために計画事項についても拡充、改変を行う。

下のポンチ絵にございますように、景観もしくは環境を含めた国土の質的向上ということ、それからまたもちろん新しいものについてもそれはつくっていくことはつくっていくわけではありますが、太い柱としましてストックの活用ということを考えております。

それから、右側にいきますと、有限な資源ということで、やはり日本の国土資源というものをもう一度海も陸域も含めまして見直すということが重要だというふうに思っておりますし、海洋につきましては海洋の利用計画というのを持っていない先進国が少ないぐらいの状態であります。尖閣列島の問題、沖の鳥島の問題等考えると、我が国としても、そういう海洋の利用について十分これから対応していかなきゃいけない。したがって、海洋、海域ということについて計画事項に入れていくというふうに考えております。

それから、国際協調につきましても、国際競争力の問題、国際的な連携による国土計画づくりということを意識して、計画事項なり基本理念というものを考えてまいりたいと思っております。

結果といたしまして、国民生活の安全・安心・安定にこたえ得る新しい国土形成計画を策定していく。地域の自律的な発展というようなことも十分可能となるような国土の形成を図っていく。そういう考え方のもとに制度改正をしたいと思っております。

次のページに未定稿でございますけれども、一部改正の概要をずっと書いてございますが、今申し上げたことで追加する事項といたしましては、(1)の国土総合開発法の一部改正の二、全国計画につきまして、国民の意見を反映させ、都道府県等からの意見聴取の手続を経て、閣議で決定をするということであります。また、都道府県は全国計画の案の作成について国土交通大臣に対して提案をする。先ほど申し上げました都道府県の計画への提案制度ということをここで示しております。

それから、オの広域地方計画でございますけれども、広域地方計画は、2つ以上の一体的な都府県の区域として政令で定める圏域で策定します。最終的に国土交通大臣が作成をするということになっております。

それから、ここではカに市町村連携計画というのが入っておりますが、これはおそらく折衝過程でこの名称は消えることになると思います。ただ、ここで意図しておりますのは先ほど申し上げました基礎自治体の意見をどういうふうに広域地方計画に反映をさせていくかということでございまして、これは個々の市町村がみんな提案をしてくと陳情合戦にもなりかねないということでございますので、例えば調査改革部会等で報告がありました生活圈域30万人ぐらいの広がり、幾つかの市町村が一緒になって、広域地方計画について意見を国土交通大臣のほうに提案していただくと、広域地方計画の変更について検討していくという内容になっております。

それ以下は先ほど申し上げたような内容でございます。今のところこういう概要で、国土交通省の中はおおむね合意ができていうことございまして、現在詳細な条文について詰めております。今週末には各省折衝が始まるという状況でございます。私の説明は以上でございます。

【 委員長 】 ありがとうございます。それでは、ただいま事務局のご説明に対して何かご質問等ございましたらお願いいたします。

先ほど市町村連携計画は消えるというのは……。

【 事務局 】 これは名称がこういう名称ではなくなるということです。

【 委員長 】 内容的には残る。

【 事務局 】 内容的には残したいというふうに思っております。やはり事業部局とは個々の具体的な事業等について、基礎自治体から山のように陳情的に出されるとなかなか処理できないというようなこともございまして、若干このところでいろいろな意見がございまして折衝が続いておりますけれども、制度としては残したいというふうに思っております。

【 委員長 】 ほかに。よろしいでしょうか。

【 委員 】 国土形成計画の仮称というか、これは法律との絡みだから一たんつくっちゃうと名前変えられないんですよね。いつこういう議論をして。

【 事務局 】 この名称のままで閣議決定をするつもりですが、これで確定をするかどうかは国会審議してみないとわかりません。

【 委員 】 これは大分議論があったんですか。

【 事務局 】 名前についてはおそらく10種類以上の名前が出ていたと思います。もちろん法制局との議論も踏まえまして、開発から利用、整備、保全という意味合いを形成で受ける。国のかたち計画なんていうことを言ったりもしておりますけれども、そういう意味合いで形成という文字を今回は使わせていただきます。

【 委員 】 ここで議論する話じゃないんですけど。

【 委員長 】 苦勞されたと思います、この名前はね。

【 事務局 】 もともと中央省庁の再編のときの基本法の中に、国土の形成という言葉が国土交通省の所掌事務として明記されているということもありまして、それも踏まえて形成という言葉を使わせていただきます。

【 委員長 】 この国土利用計画研究会としては、今回国土形成計画と国土利用計画が一体化の方向で強く結ばれることになりまして、きょうご議論いただいた内容もこれからの国土形成計画で主張されているコンテンツとかなり符号するところがございますので、ぜひ我々研究会の成果もおくみとりいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

もしよろしければ、これで今のご説明に対しては終わらせていただきたいと思います。

閉会に向かうんですが、その前に先ほど皆様から変更についてさまざまなご意見をいただきました。ここでまだ結論が出ていけませんので、その最終的なものについては私と事務局で相談させていただいて一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではそのような形で私に一任させていただいて、事務局ときょうのご意見を踏まえて最終的な報告をつくらせていただきます。

さらに、今後この報告をどのように取り扱えるか。あるいは研究会はどうなるかということを含めて事務局からご説明いただきたいと思います。

【 事務局 】 どうもありがとうございました。随分短期間に精力的に開かさせていただいて、こういう検討状況という取りまとめをしていただきました。今後とりあえずはこの国土利用研究会で検討いただいたことをベースにしまして、国土審議会の組織の中に土地政策分科会というのがございまして、その中に国土利用計画部会という、まさに国土利用計画をやる部会があって、この研究会での成果をもって議論はそちらのほうに移っていこうと思っています。審議会組織のほうでさらに検討を深めていくということを予定しております。

この研究会は解散ということではないんですが、当面は開催の予定はないんですけれども、今後また専門的な検討を審議会でやっていく上でも必要になるということも多々あると思いますので、その節にはまた開かせていただいて議論をさせていただくということもあるかもしれませんので、ぜひその節はよろしくお願ひしたいと思います。

【 委員長 】 研究会の組織としては残っているということでございますので、またテーマが出てきましたらお願いすることがあるかと思います。よろしくお願ひいたします。以上でございます。

最後いつも私が言わなきゃいけないことをさぼっているところがあるんですけども、例の情報公開との絡みでございます。本日の資料のうち机上配付いたしました総合的な国土の形成を図るための国土総合開発の一部を改正する等の法律案概要、今ご説明いただいたものは非公表でございます。公表しておりません。その他はすべて公表いたしたいと存じます。また、議事要旨につきましては、事務局で作成後、出席委員の方々にご確認いただいた後公表したいと存じます。

それでは以上をもちまして、第8回国土利用計画研究会、当面の最終研究会でございますが、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —